

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2026 年 6 月 17 日	
郡山市長	
	
提出者 佐藤工業株式会社	
住 所 福島県福島市泉字清水内1番地	
氏 名 代表取締役社長 八巻 恵一	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 024-557-1166	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	佐藤工業株式会社
事業場の所在地	福島県福島市泉字清水内1番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	107億円
③ 従業員数	149名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙.1産業廃棄物の処理工程のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙. 2産業廃棄物の処理管理体制のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 7年度）実績】 別紙. 3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・分別収集（がれき類・金属くず） ・梱包材の簡素化（廃プラスチック類・紙くず・木くず） ・実寸法による発注（木くず）		
②計画	【目標】 別紙. 3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・工法の改善（汚泥） ・余剰材の引取り依頼（木くず） ・ユニット化による持込み（ガラスくず）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工事に伴い工種毎に発生するものをそれぞれ混合しないように分別、保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の他に石膏ボード、紙くずについても分別を実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

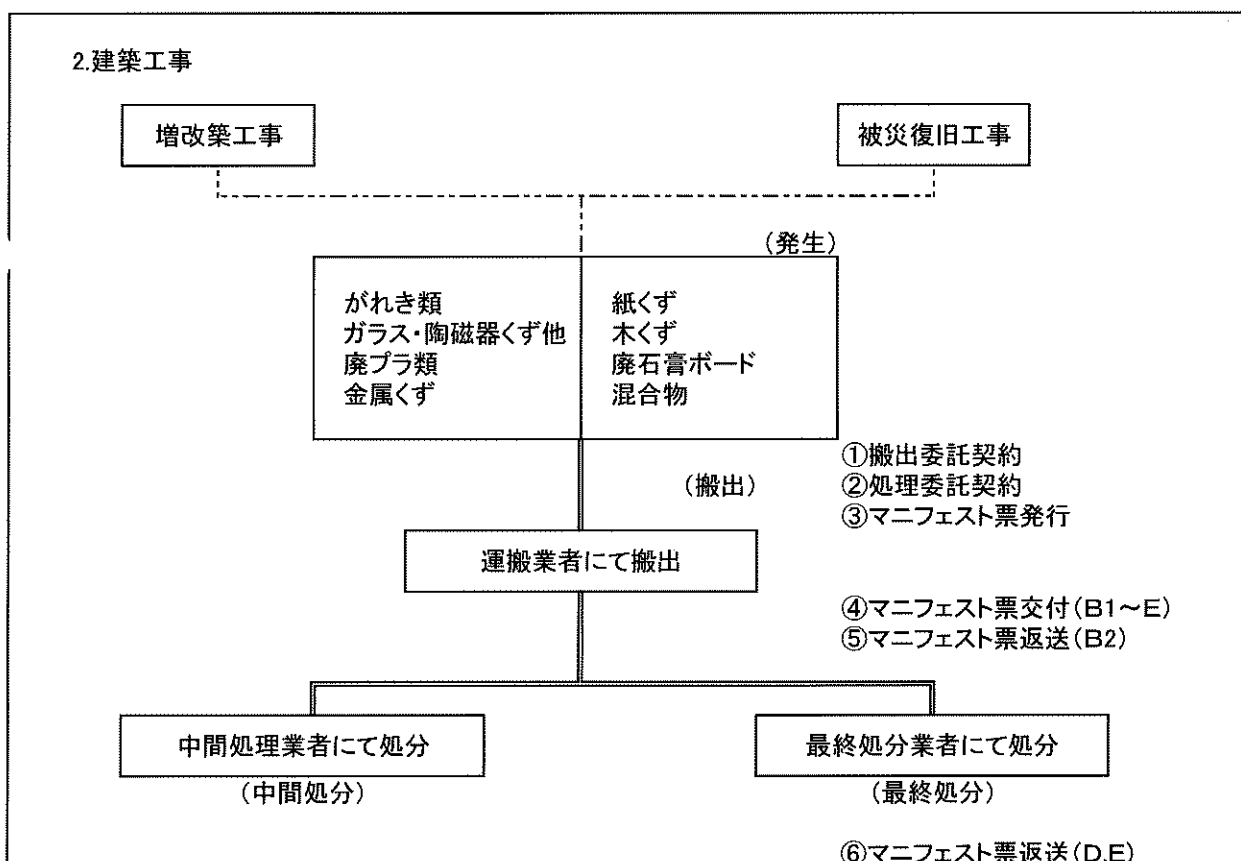
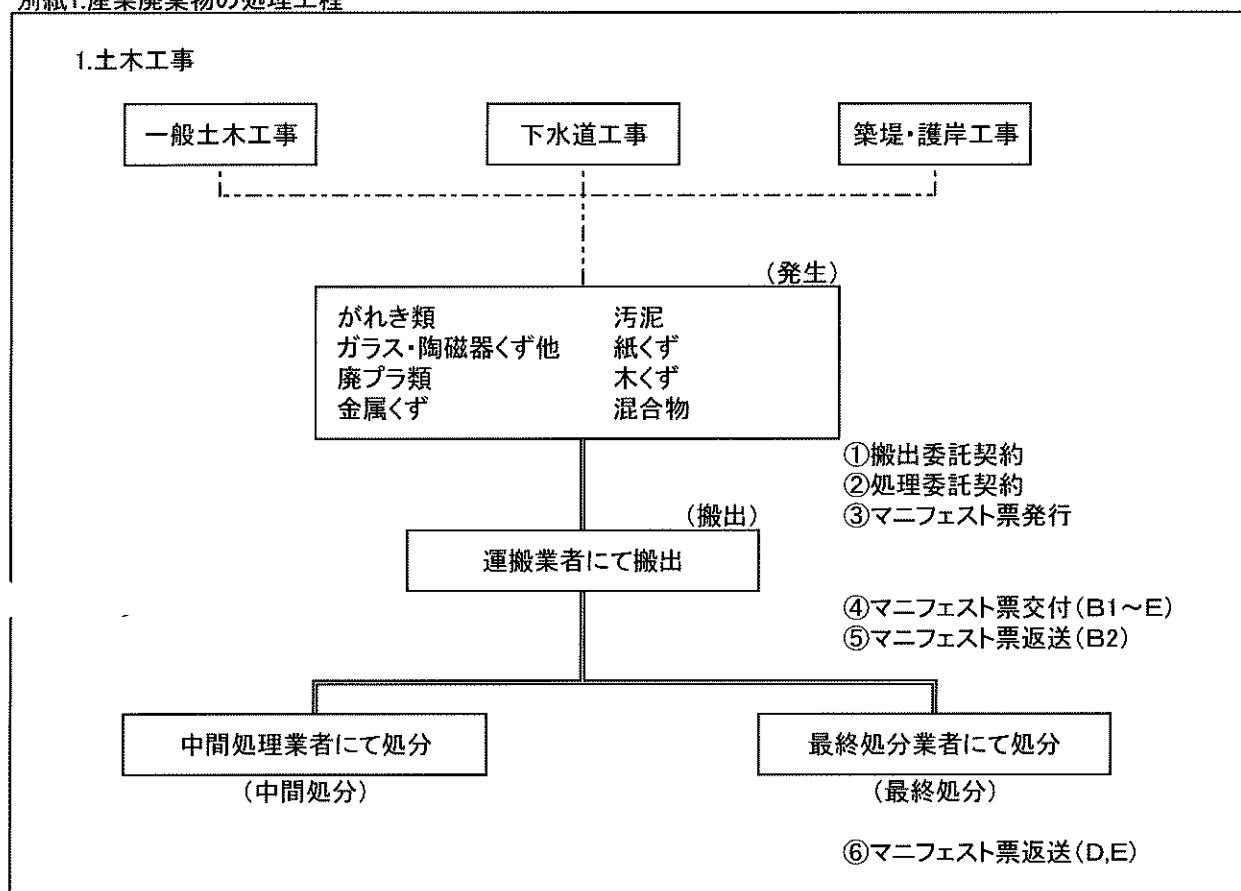
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 7 年度）実績】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に基づき産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面により契約を締結し、処理を行っている。		

(第5面)

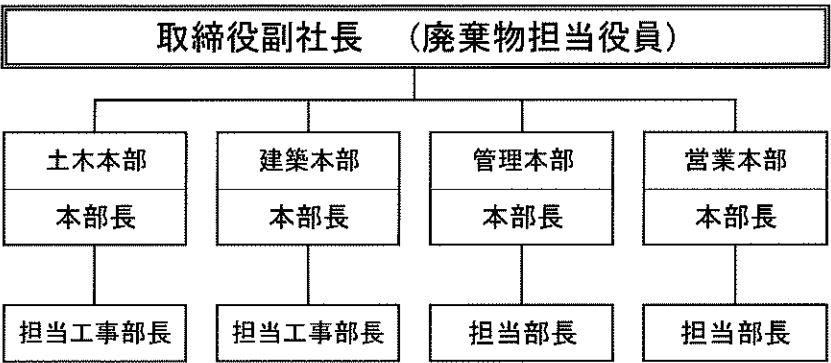
②計画	【目標】 別紙.3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストの普及拡大に向け、対応可能な処理業者から選定する。 ・委託先の処理業者に対し、定期的に処理場を確認する。		
※事務処理欄			

別紙1.産業廃棄物の処理工程



別紙2.産業廃棄物の処理管理体制

1.組織図



2.職務分担

役 割	氏 名	職 務 内 容
統括責任者	取締役副社長	・産業廃棄物に関する総括責任者。
廃棄物管理 担当者	工務課長 (土木、建築 工務課長)	・監督官庁への提出書類の集計および報告書の作成。 ・その他関係する廃棄物処理に関する全ての事項。
環境推進委員	安全管理部長	・産業廃棄物に関する法的要求事項の検討及び策定をする。 ・廃棄物の発生抑制、再利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理上の事項を検討する。
廃棄物管理 工事部長 (担当工事)	担当部長 (土木、建築 担当部長)	・各工事現場ごとの廃棄物処理基本計画の検討。 ・各工事現場ごとの廃棄物管理状況の全体把握。 ・社員、関連会社に対する教育、啓蒙活動。
廃棄物管理 工事課長 (担当工事)	担当課長 (土木、建築 担当課長)	・廃棄物管理状況の把握と改善策及び発生抑制の検討。 ・処理業者、再生利用業者の選定及び管理。 ・担当工事毎の委託契約書及び関係書類等の実態把握。
廃棄物管理 工事所長 (担当工事)	工事担当者 (土木、建築 担当所長)	・廃棄物処理計画(再生資源利用(促進)計画)の作成。 ・処理委託業者の選定および契約の締結。 ・委託契約内容の確認およびマニフェスト伝票の管理。 ・実施内容の報告(月報)委託処理の最終確認。(確認印等)
廃棄物処理	担 当 係 (産業廃棄物 処理担当者)	・担当現場の発生廃棄物の処理計画の対策促進及び実施。 ・産業廃棄物の分別収集の実施内容の管理。 ・担当現場の廃棄物処理内容の報告書の作成および報告。

※量の単位はトン